

島根県竹島問題研究顧問

藤井 賢二

鬱陵島の郡守沈興澤の報告

竹島（韓国名「独島」）がその国の領土であることを証明するための重要な根拠は、その国の政府が竹島を自国領として扱った事実である。韓国は、そのような根拠として1906年の鬱陵島の郡守沈興澤の報告を挙げている。これは、鬱陵島を訪れた島根県の調査団から前年の竹島編入を聞いた沈興澤が、江原道觀察使（当時鬱陵島が属していた江原道の知事）にそれを報告したもので、「独島」という島名が朝鮮の政府記録にはじめて登場した。47年に発掘されたこの報告は、翌年学術誌で紹介され、日韓政府間の論争でも取り上げられた。



独島体験館に展示されている鬱陵島の郡守・沈興澤の報告（韓国・ソウル）



ふじい・けんじ 第2～5期島根県竹島問題研究会委員。内閣官房領土・主権対策企画調整室「竹島に関する研究・解説サイト」にコラムが掲載されている。

53年、韓国政府は竹島領有根拠を述べた第1回見解で、沈興澤の報告に「本郡所属独島」の文言があると主張した。日本政府は翌54年の第2回見解で「正しい原文が示されていないので意見を述べる事ができない」と指摘した。韓国が竹島を自国領として扱った実例も示さねば根拠にならないという意味であろう。ところが、韓国政府は同年の第2回見解で全文を示さずに「独島は鬱陵島の郡守の管轄下にあった」とだけ述べ、59年の第3回見解では報告に触れることすらなかった。

第2回見解を日本政府に送る前に、

# 竹島領有根拠として不十分

東京の韓国駐日代表部（在日大使館に当たる）は本国政府に次の意見を伝えた（韓国外交史料館所蔵資料「独島領有に関する我が国政府見解に対する意見具申に関する件」）。報告の「独島が今日日本領地になったので視察のために来島した云々」は、日本が「国際法上一種の対外通告だと引用する」可能性がある。これは、竹島の編入は通告されなかったので無効という韓国政府の主張にとって不利になるという懸念である。駐日代表部はまた「沈郡守は事実のみ報告しただけで日本官憲に対して何ら反駁する言辞もできなかった。その上詳細な行政関係の調査までした事実を日本側に知らせる結果となる」と伝えた。これは役人の視察という行動で日本が竹島を日本領として扱った事実を認めたことになるという懸念である。全文公開は日本を利するというこのような懸念が韓国政府に沈興澤の報告の利用をためらわせたと考えるのが自然である。

さらに重要なのは「沈興澤郡守の報告書以外にわが方で独島を鬱陵島の属島に編入した事実を立証するだけの公文書その他資料があるか知りたい」という駐日代表部の訴えである。問題の核心「本郡所属独島」の文言だけでは韓国政府が竹島を自国領として扱った事実とはいえない。しかし、55年の韓国政府外務部『独島問題概論』には「鬱陵島の行政区画に編入されたことが明示された公的記録がない」とあり、韓国政府は「公文書その他資料」を発見できなかった。以上で分かるように沈興澤の報告は根拠として不十分である。このことを韓国は直視すべきである。

なお、報告原本は行方不明になっており、現在、独島体験館などで展示されているのは、70年代後半に発掘された、江原道觀察使が中央政府に送った報告の写しである。